

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和7年4月21日(2025.4.21)

【公開番号】特開2024-67141(P2024-67141A)

【公開日】令和6年5月17日(2024.5.17)

【年通号数】公開公報(特許)2024-090

【出願番号】特願2022-176973(P2022-176973)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和7年4月11日(2025.4.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

演算回路、リードメモリ、リードライトメモリ、乱数値を発生させる乱数回路、及び多項式演算回路を有して遊技の進行を制御する遊技制御手段と、

前記リードメモリは、遊技の進行に関する制御プログラムが記憶された第1記憶手段と、遊技の進行に関与しない制御プログラムが記憶された第2記憶手段とで構成され、

前記リードライトメモリは、前記第1記憶手段が読み書きする第3記憶手段と、前記第2記憶手段が読み書きする第4記憶手段とで構成され、

前記第2記憶手段に記憶されたエラー検出プログラムにより検出された異常に応じて前記第4記憶手段のエラー要因格納領域に、発生したエラー要因をセットし、前記第2記憶手段に記憶されたエラークリアプログラムにより第4記憶手段の前記エラー要因格納領域にセットされたエラー要因がクリアされ、

前記エラー要因格納領域にセットされたエラー要因には、前記エラーコンテンツプログラムによりクリアされるエラー要因とクリアされないエラー要因とがあり、

前記第3記憶手段、及び前記第4記憶手段は、作業領域とスタッカ領域で構成され、

前記エラー要因格納領域は、前記第4記憶手段の作業領域に含まれ、

前記エラー検出プログラムには、前記多項式演算回路を使用して前記リードライトメモリの特定アドレス範囲内の演算を行い、演算結果と、前記リードライトメモリの前記特定アドレス範囲以外の演算結果格納領域に記憶された演算結果との照合を行う範囲照合手段が含まれ、

前記第1記憶手段に記憶されたプログラムから前記第2記憶手段に記憶されたプログラムを呼び出すための特定コール命令があり、

前記範囲照合手段は、前記第4記憶手段のスタッカ領域を使用するとともに、前記第1記憶手段のプログラムから前記特定コール命令で呼び出されることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

40

50

本発明の第1の実施態様に係る発明は、下記の構成を有する。

演算回路（例えば、メインC P U 2 1 0 1）、リードメモリ（例えば、メインR O M 2 1 0 2）、リードライトメモリ（例えば、メインR A M 2 1 0 3）、乱数値を発生させる乱数回路（例えば、乱数回路2 1 1 0、乱数回路2 1 5 0）、及び多項式演算回路（例えば、C R C回路（巡回冗長検査（C R C 1 6）回路））を有して遊技の進行を制御する遊技制御手段（例えば、主制御基板2 0 7 1）と、

前記リードメモリは、遊技の進行に関する制御プログラムが記憶された第1記憶手段（例えば、使用領域内R O Mエリア）と、遊技の進行に関与しない制御プログラムが記憶された第2記憶手段（例えば、使用領域外R O Mエリア）とで構成され、
10

前記リードライトメモリは、前記第1記憶手段が読み書きする第3記憶手段（例えば、使用領域内R A Mエリア）と、前記第2記憶手段が読み書きする第4記憶手段（例えば、使用領域外R A Mエリア）とで構成され、

前記第2記憶手段に記憶されたエラー検出プログラムにより検出された異常に応じて前記第4記憶手段のエラー要因格納領域（例えば、「使用領域外エラーフラグ」、「遊技復帰不可能エラーフラグ」）に、発生したエラー要因をセットし、前記第2記憶手段に記憶されたエラークリアプログラム（例えば、図1 9 2に示した使用領域外エラー要因クリア処理（使用領域外））により第4記憶手段の前記エラー要因格納領域にセットされたエラー要因がクリアされ、

前記エラー要因格納領域にセットされたエラー要因には、前記エラークリアプログラムによりクリアされるエラー要因（例えば、「使用領域外エラーフラグ」にセットされたエラー要因）とクリアされないエラー要因（例えば、「遊技復帰不可能エラーフラグ」にセットされたエラー要因）とがあり、
20

前記第3記憶手段、及び前記第4記憶手段は、作業領域（例えば、使用領域内作業領域、使用領域外作業領域）とスタッツク領域（例えば、使用領域内スタッツク領域、使用領域外スタッツク領域）で構成され、

前記エラー要因格納領域は、前記第4記憶手段の作業領域に含まれ、

前記エラー検出プログラムには、前記多項式演算回路を使用して前記リードライトメモリの特定アドレス範囲内（例えば、メインR A M 2 1 0 3の所定領域）の演算を行い、演算結果と、前記リードライトメモリの前記特定アドレス範囲以外の演算結果格納領域（例えば、C R C 値格納領域2 1 0 3 e）に記憶された演算結果との照合を行う範囲照合手段（例えば、図1 7 2に示すC R C 検査処理（使用領域外）を実行するメインC P U 2 1 0 1）が含まれ、
30

前記第1記憶手段に記憶されたプログラムから前記第2記憶手段に記憶されたプログラムを呼び出すための特定コール命令（例えば、C A L L E X）があり、

前記範囲照合手段は、前記第4記憶手段のスタッツク領域を使用するとともに、前記第1記憶手段のプログラムから前記特定コール命令で呼び出されることを特徴とする遊技機。